

## 「神奈川県保健医療計画」の改定について（諮問）

## 1 審議案件

「神奈川県保健医療計画」の改定について

## 2 計画の改定について

平成 30 年 3 月に策定した第 7 次「神奈川県保健医療計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」について、本年度に 6 年の計画期間の 3 年目を迎えたことから、医療法第 30 条の 6 に基づき、在宅医療その他必要な事項についての見直しを検討し、今般、計画の改定案を作成した。

## (1) これまでの経過

## ア 令和 2 年 7～9 月 見直し方針の協議等

- 第 1 回神奈川県保健医療計画推進会議及び第 1 回地域医療構想調整会議で検討
- 県議会厚生常任委員会報告（令和 2 年 9 月）

## イ 令和 2 年 9～12 月 改定の方向性及び改定素案に係る個別論点（基準病床数の見直し検討、医療と介護の一体的な体制整備）の協議等

- 第 1 回医療審議会（報告）、第 2 回神奈川県保健医療計画推進会議及び第 2 回地域医療構想調整会議で検討
- 県議会厚生常任委員会報告（令和 2 年 12 月）

## ウ 令和 2 年 12 月～令和 3 年 1 月 改定素案に係るパブリック・コメント

<参考> 提出意見及び意見に対する県の考え方は、資料 2 参考資料 1 のとおり。

## エ 令和 3 年 1～2 月 個別論点（基準病床数の見直し検討、医療と介護の一体的な体制整備）に係る地域の意見の最終とりまとめ

- 第 3 回地域医療構想調整会議で検討

## オ 令和 3 年 3 月 改定案の協議

- 第 3 回神奈川県保健医療計画推進会議で検討
- 県議会厚生常任委員会報告（令和 3 年 3 月）

## (2) 計画改定の考え方とポイント

新型コロナウイルス感染症への対応を最優先とし、必要最小限の見直しを行う。

## ア 介護保険事業（支援）計画との整合性の確保

同時期に改定する「かながわ高齢者保健福祉計画」と整合性を図るため、介護施設・在宅医療等の追加的需要に係る在宅医療と介護保健施設の対応部分について、各地域の地域医療構想調整会議において協議した結果を踏まえて、次のとおり按分する。（「資料 2-2 「神奈川県保健医療計画」改定案（平成 30 年度～令和 5 年度）（抜粋）」123 頁参照）

	在宅医療等対応可能数		
	合計	うち在宅医療	うち介護施設等
令和5年(2023年)時点	4781.16	2801.85	1979.31

また、上記の按分を踏まえて、在宅医療の整備目標の見直しを行う。（「資料2-2「神奈川県保健医療計画」改定案（平成30年度～令和5年度）（抜粋）」120～121頁参照）

## イ 基準病床数の見直し

計画期間の中間年である令和2年に、全二次保健医療圏における基準病床数の見直し検討を行うこととしていた。

各地域医療構想調整会議にて、基準病床数の見直しについて協議をした結果、横浜地域においては、基準病床数の見直しを行うこととした。

また、その他の地域においては、コロナ禍の状況も踏まえ、中間見直しにおける基準病床数の見直しは見送ることとした。

<基準病床数（療養病床及び一般病床）>

二次保健医療圏名	基準病床数（見直し前）	基準病床数（見直し後）
<b>横浜</b>	23,785	<b>23,993</b>
川崎北部	3,796	3,796
川崎南部	4,189	4,189
相模原	6,545	6,545
横須賀・三浦	5,307	5,307
湘南東部	4,064	4,064
湘南西部	4,635	4,635
県央	5,361	5,361
県西	2,809	2,809
合計(9圏域)	60,491	<b>60,699</b>

<参考> 各地域での主な意見について

### ○横浜地域

会議	日時	主な意見
第2回地域医療構想調整会議	11月30日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜地域においては、毎年度、直近の人口と病床利用率を用いて見直しを検討しており、今回の見直しにおいても同様に検討すべき</li> <li>○国の定めた基準病床数の算定式は、現場感覚との乖離がある。</li> <li>○患者の流出入に関しては、二次医療圏内の完結だけではなく、県域での完結の状況も踏まえた検討が必要</li> <li>○療養病床に関しては、高齢者施設や在宅医療での対応が増えていることも踏まえた検討が必要</li> </ul>
第3回地域医療構想調整会議	2月15日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討に当たっては、データの多角的な分析や見直し案の十分な検討時間の確保等、見直しを検討する際の方法を考える必要がある。</li> <li>○毎年度の見直しの検討と同様に最新の人口と病床機能報告の病床利用率の数値を反映することとしたうえで、中間見直しにおいては、医療と介護の一体的な整備の観点も踏まえ「在宅医療等対応可能数」の見直しを反映することは妥当</li> </ul>

○その他地域

会議	日時	主な意見
第2回地域医療構想調整会議	11月11日(火) ～12月10日(木)	○コロナ禍の状況では、今後の患者の受療動向が読めないなど、適切な判断が困難 ○国の算定式では、本県の実態を踏まえた基準病床数の算定が困難 ○施設を整備しても人材が確保できなければ意味がない。
第3回地域医療構想調整会議	(川崎地域) 1月29日(金)	○今後の基準病床数の算定に際しては、人口、病床利用率等、地域の実情を反映した数値を活用してほしい。 ○コロナ禍で患者の受療動向が変化し、将来を見通すことが困難なため、今回の基準病床数の見直しは見送るべきである。
	(川崎を除く地域) 書面協議	

ウ その他

令和2年4月1日に神奈川県立精神医療センターを災害拠点精神科病院として指定したことに伴い、計画に位置付ける。

3 結論(案)

第7次「神奈川県保健医療計画(平成30年度～令和5年度)」改定案を承認する。